



近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 資料配布	配布日時	平成27年1月15日 14時
件名	京奈和自動車道の法面に太陽光パネルを設置して いただく事業者を公募します	
概要	<p>○和歌山河川国道事務所では、京奈和自動車道南側法面の一部（下記参照）について、道路法32条の占用許可を受けて太陽光パネルを設置し管理するとともに、道路の維持点検を行っていただく事業者を募集しています。</p> <p>応募される方は、和歌山河川国道事務所のホームページ (http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/) に掲載している「紀北東道路法面太陽光発電設備占用予定者募集要項」をお読みいただき、下記受付期間内にお申込ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none">・占用場所 和歌山県紀の川市北勢田地先 京奈和自動車道(紀北東道路)南側法面(別添図面参照)・占用可能面積 約6,100㎡・受付期間 平成27年1月15日(木)～平成27年2月13日(金) <p>※募集要項の概要は別添資料のとおり</p>	
取扱い		
配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞協会 和歌山県政放送記者クラブ	
問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 副 所 長 江本 勝 (内線 205) 道路管理第一課長 玉田 功一 (内線 431) 電話 073-424-2471 (代表)	

紀北東道路法面太陽光発電設備 占用予定者 募集要項（概要）

1. 募集の趣旨

国土交通省近畿地方整備局（以下「道路管理者」という。）が管理する一般国道24号・京奈和自動車道・紀北東道路（以下「紀北東道路」という。）における太陽光発電設備の道路法第32条の規定に基づく道路の占用の許可に際して、占用希望者の競合が想定されることから、公平性・透明性を確保するため、紀北東道路の法面に太陽光発電設備を設置し、占用しようとする者（以下「占用予定者」という。）を公募します。

2. 募集提案の概要

(1) 募集提案の内容

紀北東道路の道路法面（下記（2）参照）を占用して太陽光発電設備を設置し管理するとともに、道路の維持点検を行うなど道路管理者、さらに、道路利用者や地元へ寄与するような施策等を実施することが可能な占用予定者を公募します。

(2) 占用場所・面積

所在地	占用可能面積
和歌山県紀の川市北勢田地先 紀北東道路 南側法面 (109.7kp 付近~110.2kp 付近) (別添図面参照)	約6,100㎡

(3) 占用許可

この公募により選定された占用予定者は、設置工事前に、道路法第32条に基づく許可を受けていただく必要があります。

(4) 占用の期間

占用期間は、5年以内とします。

占用期間の更新は、5年毎として最大で3回を上限とします。

例えば、平成27年度に許可を受けた場合の占用期間は、平成32年3月31日までとなり、3回の更新によって、最長で平成47年3月31日までとなります。

(5) 占用料

① 占用料の額

占用料は、道路法施行令第19条第1項別表に基づき、占用面積1㎡につき年間640円です。なお、3. 応募資格要件（1）に掲げる内容を除いた道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われると道路管理者が認めた場合にあっては、*政策減免の適用により90%を減額します。ただし、占用料は政令の改正や政策減免の見直し等により改定され

る場合があります。

* 政策減免・・・道路法において占用料を徴収することができない場合として法令に定められているもののほか、直轄国道においては、特に必要があると認める場合には、占用料を減額することとしており、これを政策減免といいます。

(6) 占用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

当該物件の権利を譲渡、転貸、あるいは担保に供することはできません。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

(1) 占用区域内において、次の①から③までに掲げる点検等を適確に行うことができるものであること。

- ①法面、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
- ②不法占用、不法投棄等の有無の点検
- ③法面、排水施設等の清掃、除草等の維持管理

(2) 太陽光発電設備の設置又は運営に関与したことがあること、あるいは、現在、具体的に他の太陽光発電設備の設置又は運営に着手していること（ただし、規模については共に100kW以上であることを要件とする。）。

(3) 欠格事項のいずれにも該当しないものであること。※詳細については、ホームページ(<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>)の募集要項を参照してください。

4. 応募申込手続

(1) 郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 平成27年1月15日（木）から平成27年2月13日（金）
まで【2月13日必着のこと】

送付先 〒640-8227

和歌山市西汀丁16番

和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 宛

TEL 073-402-0269

FAX 073-425-7338

(2) 持参する場合

申込受付期間 平成27年1月15日（木）から平成27年2月13日（金）まで
【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 和歌山市西汀丁16番

和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 (2F)

※応募に必要な書類についてはホームページ(<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>)の募集要項を参照してください。

位置図

